

○岡山県警察の技能指導官等に関する規程

(平成 23 年 3 月 18 日警察訓令第 10 号)

**改正** 平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号 平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号  
平成 28 年 1 月 4 日警察訓令第 1 号 平成 28 年 11 月 18 日警察訓令第 26 号  
平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号 平成 30 年 9 月 13 日警察訓令第 14 号  
令和 4 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号 令和 5 年 12 月 4 日警察訓令第 60 号

岡山県警察の技能指導官等に関する規程を次のように定める。

岡山県警察の技能指導官等に関する規程

岡山県警察の技能指導官に関する規程(平成 7 年岡山県警察訓令第 17 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、岡山県警察職員の中から実務経験が豊富で、かつ、実務に関して卓越した専門的な技能又は知識(以下「専門的技能等」という。)を有する者を技能指導官又は準技能指導官(以下「技能指導官等」という。)に任命し、これを活用することにより警察職員の専門的技能等の向上に資することを目的とする。

(技能指導官等の設置)

第 2 条 警察本部の所属及び警察署に技能指導官等を置くことができる。

(専門的技能等の種別等)

第 3 条 技能指導官等に係る専門的技能等の種別及びこれを担当する警察本部の所属(以下「業務担当課」という。)は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる専門的技能等の種別以外のものを有する者を技能指導官等として任命する必要がある場合は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定める。

(技能指導官等の職務)

第 4 条 技能指導官等は、次に掲げる方法により、専門的技能等に関して警察職員に対する指導教養を行うことを職務とする。

- (1) 職場における機会教養及び集合教養
- (2) 警察学校等における集合教養
- (3) その他各種教養資料、業務マニュアル等の作成

(技能指導官等の選考基準)

第 5 条 技能指導官は、原則として次の各号のいずれにも該当する者の中から選考するものとする。

- (1) 警部補以上の階級にある警察官又は同相等職の行政職員若しくは技術職員であつて、年齢 45 歳以上、かつ、専門的技能等に係る実務経験が 15 年以上の者
- (2) 技能指導官として推薦される直近 6 年間のうち、通算 3 年間以上準技能指導官として任命され、かつ、当該期間において次のいずれかの活動実績を有する者

ア 学校教養等の集合教養における指導

イ 専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養における指導

ウ ア又はイと同等と認められる指導又は教養

2 準技能指導官は、原則として次の各号のいずれにも該当する者の中から選考するものとする。

(1) 卓越した専門的技能等及び指導力を有し、将来的に技能指導官として推薦される素養が認められる者

(2) 専門的技能等に係る分野について、職員に対する指導意欲が旺盛である者

(3) 準技能指導官に指定した後も長期的に専門的技能等を活かせることが見込める者  
(任命の手續)

第6条 業務担当課の長(以下「業務担当課長」という。)は、技能指導官等としてふさわしいと認める者(以下「候補者」という。)を、当該候補者の所属長に協議の上、技能指導官推薦書(様式第1号)又は準技能指導官推薦書(様式第2号)により、業務担当課を所管する部の長(以下「所管部長」という。)に推薦するものとする。

2 所管部長は、業務担当課長から推薦のあった候補者の中から適格性を有すると認められる者を選考し、意見を付した上で、警務部教養課長(以下「教養課長」という。)に技能指導官推薦書又は準技能指導官推薦書を送付するものとする。

3 教養課長は所管部長が推薦した候補者を警務部警務課長の合議を経て本部長に上申するものとし、本部長は技能指導官等としての適格性を総合的に審査するものとする。  
(解任の手續)

第7条 業務担当課長は、現に技能指導官等である職員がその職務を行わせることが困難であると認められる場合は、解任について当該職員の所属長と協議し所管部長の承認を得た上で、教養課長及び警務部警務課長を経由して本部長に上申するものとする。

2 本部長は、前項の上申があったときは、解任の適否を審査するものとする。  
(技能指導官等の任免)

第8条 本部長は、第6条第3項又は前条第2項の審査結果に基づき、技能指導官等を任免するものとする。ただし、本部長が別に定める場合は、この限りでない。

2 技能指導官等の任命に当たっては、任命書(様式第3号)を交付して行うものとする。

3 技能指導官等の解任に当たっては、業務担当課長を通じて該当者に通知するものとする。

(技能指導官等名簿の作成等)

第9条 本部長は、技能指導官等を任命したときは、技能指導官名簿(様式第4号)及び準技能指導官名簿(様式第5号)を作成し各所属長に通知するものとする。ただし、本部長が別に定める場合は、この限りでない。

2 技能指導官等を解任したときは、技能指導官等名簿から削除するものとする。

(技能指導官等の派遣要請)

第 10 条 技能指導官等による指導教養の必要を認める所属長は、業務担当課長及び技能指導官等が属する所属の長と協議した上で、技能指導官等派遣要請書(様式第 6 号)により、当該所属の長に対して派遣要請を行うものとする。

(文書の保存)

第 11 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
技能指導官推薦書	警務部教養課	3 年
準技能指導官推薦書	警務部教養課	3 年
技能指導官名簿及び準技能指導官名簿	警務部教養課	長期
技能指導官等派遣要請書	受理した所属	3 年

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(岡山県警察事務決裁規程の一部改正)
- 2 岡山県警察事務決裁規程(平成 11 年岡山県警察訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 4 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 18 日警察訓令第 26 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 13 日警察訓令第 14 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月10日警察訓令第9号)

この訓令は、令和4年3月11日から施行する。

附 則(令和5年12月4日警察訓令第60号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

専門的技能等の種別		業務担当課	
1 広聴・広報	警務部	県民広報課	
2 犯罪被害者支援		県民広報課	
3 留置管理		留置管理課	
1 犯罪抑止対策	生活安全部	生活安全企画課	
2 許可等事務		生活安全企画課	
3 人身安全関連事案への対処		人身安全対策課	
4 子供女性安全対策		人身安全対策課	
5 少年相談、補導及び立ち直り支援		少年課	
6 少年関係事犯の取締り		少年課及び生活安全捜査課	
7 生活環境事犯の取締り		生活安全捜査課	
8 風俗関係事犯の取締り		生活安全捜査課	
9 サイバー犯罪の取締り		サイバー犯罪対策課	
1 職務質問等による犯罪の取締り	地域部	地域課	
2 通信指令		通信指令課	
1 犯罪関連情報分析・捜査支援	刑事部	刑事企画課	
2 強行犯捜査		捜査第一課	
3 特殊犯捜査		捜査第一課	
4 検視指導		捜査第一課	
5 知能犯捜査		捜査第二課	
6 窃盗犯捜査		捜査第三課	
7 見当たり捜査		捜査第三課	
8 暴力団対策		組織犯罪対策第一課	
9 犯罪収益対策		組織犯罪対策第一課	
10 国際犯捜査		組織犯罪対策第二課	
11 薬物事犯の取締り		組織犯罪対策第二課	
12 銃器事犯の取締り		組織犯罪対策第二課	
13 鑑識・鑑定		鑑識課及び科学捜査研究所	
1 交通安全教育	交通部	交通企画課	
2 交通違反の取締り		交通指導課	
3 交通事故事件捜査		交通指導課	
4 交通規制・管制		交通規制課	

1 救出救助活動	警備部	警備課
----------	-----	-----